

官報 号外 平成九年五月七日

○ 第百四十四回 参議院会議録第二十一号

平成九年五月七日(水曜日)

午前十一時三十分開議

○ 議事日程 第二十一号

平成九年五月七日

午前十一時三十分開議

第一 平成六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)(第百三十九回国会内閣提出、第百四十回国会衆議院送付)

第二 平成六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書(その2)(第百三十九回国会内閣提出、第百四十回国会衆議院送付)

第三 平成六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書(その2)(第百三十九回国会内閣提出、第百四十回国会衆議院送付)

第四 平成七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(第百三十九回国会内閣提出、第百四十回国会衆議院送付)

第五 平成七年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書(第百三十九回国会内閣提出、第百四十回国会衆議院送付)

第六 平成七年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書(第百三十九回国会内閣提出、第百四十回国会衆議院送付)

○ 本日の会議に付した案件
一、永年在職議員表彰の件
二、外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

この際、永年在職議員表彰の件についてお諮りいたします。

議員斎藤十朗君は、国会議員として在職すること二十五年に達せられました。

つきましては、院議をもって同君の永年の功労を表彰することいたしました存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松尾官平君) 御異議ないと認めます。同君に対する表彰文を朗読いたします。

〔斎藤十朗君起立〕

議員斎藤十朗君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽されました。

参議院は君の永年の功労に対し「」に院議をもって表彰します。

〔拍手〕

○ 副議長(松尾官平君) 坂野重信君から発言を求められました。発言を許します。坂野重信君。

〔坂野重信君登壇、拍手〕

本院議員一同を代表して、ただいま永年在職のゆえをもって表彰されました議長斎藤十朗君に対しまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

斎藤十朗君は、昭和四十七年十月、参議院議員に当選され、政界に入られました。その後、参議院議員通常選舉に四回連続当選され、今日まで、二十五年の長きにわたり本院議員として御活躍をされてまいりました。

本院において、君は、商工委員長、議院運営委員長など枢要な役職を務められ、また、参議院自由民主党におきましては、国会对策委員長、幹事長及び議員会長等の要職を歴任され、平成七年八月に、五十五歳という衆参両議院を通じ戦後史上最年少の若さで第二十一代の参議院議長に当選されたのであります。

この間、君は、参議院改革協議会座長として幾多の改革を取りまとめられ、また、議長御就任直後には参議院制度改革検討会の設置を提唱されるなど、参議院改革に並々ならぬ情熱を傾けてこられたことは、既に皆さん御承知のとおりであります。

現在、参議院改革においては、既に本会議表决における押ボタン方式の導入を初め数項目にわたる具体策の実現に向けて着々と進行中であります。

そして、君が、その卓越した御見識と円満なるお人柄により、議長として本院の円滑な運営に努められますとともに、議会制民主主義の確立と本院の使命達成のために文字どおり指導的な役割を果たしておられることは、衆目の一致するところです。

お一人により、議長として本院の円滑な運営に努められますとともに、議会制民主主義の確立と本院の使命達成のために文字どおり指導的な役割を果たしておられることは、衆目の一致するところです。

野重信先生より過分なる御祝辞をちょうだいし、感激で胸がいっぱいです。

顧みますと、私の父、斎藤昇の急逝による補欠

選挙で参議院の末席に加えていただいて以来二十五年、もとより浅学非才、若輩の身でありまして、國權の最高機關であるこの参議院の権威を汚さぬよう、皆様方の御指導、御叱正をいただきながら、何とか今まで議員活動を続けてまいる」とができました。

ここに、当選以来、時に厳しく、また時に温かく導いてくださった諸先輩並びに同僚の先生方に、そして長きにわたって御支援くださった選舉区三重県民の皆様に、心からの感謝の念をささげたいと存じます。

この五月二十日には、参議院が創設されて五十年という記念すべき節日を迎えます。また、現在、皆様の御推進をいただき、まことに微力ながら議長の重責につかせていただいている間に、余る光栄、「これに遇ぐることなく、終生忘れ得ない」とあります。

ここに重ねて、皆様から寄せられました数々の御厚情に衷心より感謝申し上げます。

私が初めて議席を与えたときには、河野謙三先生が議長の時代であります。以来二十五年、参議院半世紀の歴史、なかんずく後半のこの二十五年の歴史は、参議院改革の歴史と言つても過言でないと存じます。

健全な院制が機能することが、議会制民主主義の充実、そして国民生活の安定と豊かさにつながるという確信のもとに、いかに政府及び参議院に対する独立性を發揮し、抑制、均衡、補完といふ參議院本来の役割を果たすことができるかという試行錯誤の連続でありました。その間、正副議長の党籍離脱に始まり、総予算の委嘱審査、常会の一月召集、調査会制度の導入、国会テレビ中継など、さまざまな改革が実施され、一定の評価を受けてまいりました。

現在、各会派、同僚議員の方々のお骨折りに

よって、昨年暮れの参議院制度改革検討会の答申に基づき、押しボタン式投票装置の導入が正式に決定し、また委員会再編の問題等につきましても取り組みが進んでいますことは、まことに喜ばしいことであります。

ここに、関係各位の御努力に対し、深甚なる敬意を表する次第であります。

この二十五年、私にとりまして、私が社会人となってその大半の期間をこの参議院で過ごさせていただいたことになります。まことに僭越であります。

本日の表彰を機に、二院制のもとにおいて参議院の役割を真に果たせる参議院へ向かって、一層力強く皆様方とともに歩んでまいる決意を新たにいたしております。

ここに、皆様方の一層の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げ、御礼のごあいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

(拍手)

○副議長(松尾官平君) この際、日程に追加して、
法律案について、提出者の趣旨説明を求める旨を存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松尾官平君) 御異議ないと認めます。

三塚大蔵大臣。

〔國務大臣三塚博君登壇、拍手〕

○國務大臣(三塚博君) ただいま議題となりました法律案の趣旨を御説明申し上げます。

たゞ、外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正することといたしております。

トロニクス化の進展、歐州における通貨統合の動き、アジア市場の台頭等を背景として急速な変化を遂げております。

政府といたしましては、こうした変化に対応して、我が国金融・資本市場を一層活性化させるため、内外の資本取引等を自由に行えるようにするとともに、外国為替公認銀行に限られている外国為替業務を完全に自由化する等、より自由な対外取引のための環境整備等を行う必要があることから、本法律案を提出することといたした次第であります。

また、本法律案は、今後の金融システム改革の円滑な実現に資するものと確信いたしております。

本法律案は、今後の金融システム改革の円滑な実現に資するものと確信いたしております。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、法律の題名から「管理」を削除し、「外國為替及び外國貿易法」とすることといたしております。

第二に、対外取引の自由化を行つたため、海外預金、対外貸借等の資本取引及び対外支払い等に係る許可・届け出制度を原則として廃止することといたしております。

第三に、外國為替業務に着目した規制を撤廃し、徹底した自由化を行つたため、外國為替公認銀行及び両替商の認可制度を廃止し、同時に指定証券会社制度も廃止することとしております。

第四に、国際収支統計の作成、市場動向的確な把握等を行うため、資本取引等に関する効率的かつ実効性のある事後報告制度を整備することといたしております。

第五に、我が国が国際的債務を的確に果たすため、国際情勢に対応して経済制裁等を機動的かつ実効性のある事後報告制度を整備することといたしております。

第六に、我が国が国際的債務を的確に果たすため、国際情勢に対応して経済制裁等を機動的かつ実効性のある事後報告制度を整備を行うことといたしております。

その他、所要の措置を講ずることといたしております。

以上、外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○副議長(松尾官平君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

海野義孝君。

〔海野義孝君登壇、拍手〕

○海野義孝君 ただいま議題となりました外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案に對し、私は平成会を代表して、橋本總理並びに三塚大蔵大臣に質問をさせていただきます。

初めに、先般行われた日米首脳会談についてお聞きします。

同会談に先立ち、クリントン米大統領は橋本總理に対し、我が国が最大目標として取り組んでいる財政構造改革に再考を促すかのような親書を届けてきました。その趣旨は、来年度の急激な財政赤字削減計画が強力な内需主導の景気回復の見通しを阻害し、相当程度の经常黒字増大につながりかねず、したがつて、その場合は財政再建のペースに柔軟性をもつた内容のものと聞いております。

これに対しても橋本總理は、日米首脳会談において、財政、経済など一連の構造改革を推し進めることにより、内需主導型の景気回復を確固たるものとし、現在拡大中の我が国の対米貿易黒字は抑制され得ることを強調されました。

差し当たり米国政府は、我が国政府の政策や経済、貿易の動向を見守ることになりますが、緊縮のとし、現在拡大中の我が国の対米貿易黒字は抑制され得ることを強調されました。

差し当たり米国政府は、我が国政府の政策や経済、貿易の動向を見守ることになりますが、緊縮のとし、現在拡大中の我が国の対米貿易黒字は抑制され得ることを強調されました。

財政構造改革など諸改革を本格的に進めようとする重大な局面での日米首脳会談によって、総理のデフレ効果は軽視できません。金融制度改革への影響も始めております。

財政構造改革など諸改革を本格的に進めようとする重大な局面での日米首脳会談によって、総理の改革に対する今後の取り組みに何らかの影響があつたのかどうかをまずお伺いいたします。

次に、本改正案に入る前に、幾つかの関連質問をいたします。

まず、金融制度改革、すなわち日本版ビッグバンの目的と取り組みについてであります。

橋本総理の金融システム改革の指示により、昨年十一月、日本版ビッグバンへの行動が開始され、外為法の改正、大蔵省改革、日銀法の改正など、金融関連重要法案の審議が相次いでおります。しかし一方では、昨年の住宅金融専門会社の倒産に始まり、最近の大手金融機関二十行の一角の経営再建や中型生命保険会社の倒産など、金融機関の経営破綻が続出しております。

日本版ビッグバンへの動きが始まったことによりこうした動きが速まったのか、あるいはビッグバンのねらいであるのか、国民一般には大変わかりにくいことであります。

バブル崩壊後の日本経済の長い閉塞状態の中にあって、我が国金融市场の活性化を図り、今後四年間をかけて欧米先進諸国におくれをとった我が国金融市场の再生を目指すことは、むしろ遅きに失したと言わざるを得ません。

そこで、日本版ビッグバンの目指す目的は何であるのか、さらに目的達成のための具体的手段は何かを含めて、総理の取り組みへの姿勢、御決意をお述べいただきたい。

次に、金融制度改革と経済及び財政構造改革との関連についてお聞きいたします。

金融制度改革、すなわち日本版ビッグバンは、世界の金融市场や制度の潮流から完全に立ち去ってしまった我が国の金融システムをグローバルスタンダードに近づけ、競争力を回復しようというのがねらいであります。

日本版ビッグバン自体が米国、英国の先例とは比較にならない広範囲に及ぶ改革であります。と同時に、二十一世紀に向け進められている諸改革と相互に関連し合い影響を及ぼし合う性格のものであります。

臣のお考えをお聞きいたします。

第一点は、経済構造改革との関連であります。

日本版ビッグバンの推進により、金融自由化、国際競争が激化し、関連外資系製造企業などの我が国への攻勢が強まることが予想されます。その結果、高度技術産業やユービジネスなど、我が国の将来をリードする産業の発展が阻害されるのではないかという心配であります。

第二点は、財政構造改革との関連であります。が、郵便貯金及び財政投融資での公的ないし政策金融の改革ができます、民間部門だけの改革に終われば、市場ルールや自己責任原則に基づくグローバルスタンダードに整合した日本版ビッグバンが実現できないことになります。

以上、明確な御答弁を願います。

次に、米国、英國の金融改革を先例として、我が国金融制度改革上の留意点についてお聞きいたします。

顧客や投資家が日本版ビッグバンに対する不信の念を高め、国際金融市场からも我が国金融行政に対する評価を低下させることが危惧されるのであります。

顧客や投資家が日本版ビッグバンに対する不信の念を高め、国際金融市场からも我が国金融行政に対する評価を低下させることが危惧されるのであります。

大蔵大臣は、さきの生命保険会社の倒産に当たり「最初で最後にしたい」と発言されました。その後、生命保険を含む金融業界の経営者に対していかなる指導をされましたか。さらに、今後の金融機関破綻に対する対応策をどのように考えておられるでしょうか。

次に、外為法の改正についてお尋ねいたします。

外為法の一九四九年制定時には外為取引は原則禁止、八〇年十二月の法改正では原則自由となりましたが、実際には微細にわたる事前許可、届け出が義務づけられ、原則自由は名ばかりでありました。今回法改正こそが外為管理の完全自由化への抜本的改革ととらえてよいと考えます。

先ほど、大蔵大臣の本法律案の趣旨説明にありましたとおり、世界の金融情勢の大変化の中にあって我が国の金融・資本市場はひとり取り残され、金融空洞化という言葉が示すように日本市場のシェアは低下しております。そうした意味からも、このたびの外為法の改正は、我が国の金融空

があると考えますが、橋本総理はどのようにお考えですか。

さて、最近、我が国金融業界を震撼せしめるような金融機関の経営をめぐる大事件が続発いたしました。一昨年以来、金融機関の経営破綻が続いている。そのため、金融機関は対応に苦慮してきましたが、いまだ統一された破綻処理のルールが確立されたとは受けとめられません。

昨年六月に金融三法がおくればせながらも成立し、金融行政の透明性は前進しましたが、金融業界の経営破綻の速度の方が速く、とりわけ生保業界では新保険業法に基づく保険者保護対策は後手に回っている状態であります。

このようないわが国金融行政の対応の未整備は、顧客や投資家が日本版ビッグバンに対する不信の念を高め、国際金融市场からも我が国金融行政に対する評価を低下させることを危惧されるのであります。

大蔵大臣は、さきの生命保険会社の倒産に当たり「最初で最後にしたい」と発言されました。その後、生命保険を含む金融業界の経営者に対していかなる指導をされましたか。さらに、今後の金融機関破綻に対する対応策をどのように考えておられるでしょうか。

次に、外為法の改正についてお尋ねいたします。

外為法の一九四九年制定時には外為取引は原則禁止、八〇年十二月の法改正では原則自由となりましたが、実際には微細にわたる事前許可、届け出が義務づけられ、原則自由は名ばかりでありました。今回法改正こそが外為管理の完全自由化への抜本的改革ととらえてよいと考えます。

先ほど、大蔵大臣の本法律案の趣旨説明にありましたとおり、世界の金融情勢の大変化の中にあって我が国の金融・資本市場はひとり取り残され、金融空洞化という言葉が示すように日本市場のシェアは低下しております。そうした意味からも、このたびの外為法の改正は、我が国の金融空

洞化を阻止し、日本市場をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融センターに再生させるため堅実の対策であります。むしろ改正は遅きに失したものと考えます。

そこで一つ気にかかるのは、外為法の改正が日本版ビッグバンのフロントランナーに位置づけされています。なぜかと申しますと、我が国の場合、外為法の完全自由化以前に整備することが数多くあるから外為法の改正により資本の交流よりも流出が先行してしまいます。例えば、株式委託手数料の自由化等規制緩和や撤廃、税制の国際標準化などを整備し、国際金融市场で対抗できる体制がなければ、外為法の改正により資本の交流よりも流出が先行してしまいますからであります。

本法律案の施行予定の来年四月までの一年間に規制緩和、税制改革等、総理、大蔵大臣は具体的にいかなる考え方をお持ちでいらっしゃるか。

次に、外為法改正の影響は多岐にわたるものと考えますが、ごく簡単に総括すれば、自由に移動する資本によって内外の評価が明確になります。日本がグローバル化して世界の評価にたえ得るマーケットをつくらなければ、世界から取り残されてしまいリスクがあることを意味します。つまり、制度及びマーケットの内外魅力の差が明確になりますことで資本の海外流出に拍車をかける可能性があります。

マーケットへの影響として、第一は、為替相場で円資産売り、外貨資産買いによる円安圧力が高まる。第二は、国内貯蓄流出による貯蓄投資バランスの悪化を回避するため金利水準が上昇する必要があります。さらに、外為法改正は財政悪化要因にもなり得ることであります。例えば、内外の制度統一化のための有価証券取引税の撤廃や譲渡申告漏れによる源泉利子收入の減少などであります。

このように、外為法改正は国内経済や金融市场にさまざまな影響があります。大蔵大臣はこうし

た点についてどのように認識しておられるか、お聞きいたします。

次に、外為法の改正に伴う問題点についてお尋ねいたします。

第一は、この外為法改正による金融政策への影響が懸念されることであります。

改正法が実施されると、日本の企業は海外に外貨建ての決済口座を開設し、日本国内の取引の決済を外国にある外貨建て決済口座間の振替で行なうことが可能になります。したがって、将来、日本国内で金融引き締め政策が実施され、マネーサプライ抑制と金利上昇が生じたとき、企業は海外で利の外貨建て資金を調達し、外貨建ての決済口座に入れ、その口座振替で日本国内の取引を決済でき、日本の金融引き締め政策がしり抜けとなるおそれがあります。

今後の国内金融政策の実効性について、大臣の見解をお伺いいたします。

第一は、内外の資本取引等の事後報告制度についてであります。

これは統計作成や市場動向把握のために整備するものであります。具体的な内容は政省令で定めることとされ、この法案には示されておりません。問題は、この事後報告制度が煩雑なものになりますと、外為取引が自由化されても金融・資本取引はコスト高となり、自由化の効果は上がりません。このように、法律の実効性を左右するような制度創設を政省令に任せることについて、大臣はどのようにお考えでしょうか。

大蔵大臣の本人の確認が現在の体制に比べ非常に難しくなることが予想されます。政府として、日本の金融市場がマネーロンダリングの温床にならぬような効果的な対策が必要であります。諸方策の必要性について、大臣の御所見をお伺いいたします。

第四は、有事規制の確保についてであります。

国際的責務を果たすため、国際情勢に対応して経済制裁等を機能的かつ効率的に実施し得るメカニズムを確保する必要があります。さらに、国際金融上の予期せざる事態が起り、円が危機的状態に陥った場合など、経済的有事における国益保持の観点から、為替管理の統制、危機管理をいかに行なう所考えか、総理の御所見をお伺いいたしま

す。

金融制度改革、すなわち日本版「ビッグバン」は、我が国金融資本市場における未曾有の壮大な実験であります。しかし、この実験は、金融・資本市場を活性化し、ニューヨーク、ロンドンと匹敵する東京市場を再生し、日本経済再建への骨格とされるためにも必ず成功させなければなりません。外為法の改正がその意図に逆らって日本の金融空洞化の促進と金融不安を招かないよう、橋本総理の御決意を伺って、私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(橋本龍太郎君) 海野議員にお答えを申し上げます。

まず、日本言脳会談における論議についてお聞かれをいただきました。我が国が財政構造改革等を進めることによって高齢化社会に対応しようとしている現状について、まず理解を得たところあります。

次に、日本の金融システム改革の推進に伴い、我が国的新規産業等の発展への影響についてのお尋ねがございました。

イギリスにおけるいわゆる「ビッグバン」が行われました結果、金融市場関係だけをとらえましても雇用が非常に拡大していく状況は御承知のところです。これにつきましては、必ずしも経常収支黒字で議論することは適切ではないのではないか。なぜなら、資本取引等の配当利益等がここに入ってくる。それよりも、貿易サービス収支でこそ議論されるような環境の整備にも私は賛するものと考えております。

今後、資本市場整備のための店頭登録市場、未登録・未上場株式市場の改革等を進めることによってお尋ねがございました。

郵便貯金は、高齢化の進展がとりわけ顧客など主導型の成長を確かなものにしていく瞬間にございません。このことはあっても中長期的に御懸念のよさざまなことはあります。そこで、金融サービス収支でこそ議論をしておりま

すべきという論議を一つ柱立てておきましたが、これが我が国が各般の構造改革努力を進めている中で内需で議論することは適切ではないのではないか。なぜなら、資本取引等の配当利益等がここに入ってくる。それよりも、貿易サービス収支でこそ議論をしておりま

すべきです。そこで、預金者保護につきましては、昨年成立をさせていたきました金融三法において預金保険制度の拡充を既に措置いたしておりますほかに、検査・監督体制につきましても、今般、金融監督庁設置法案等を提出いたしております。

また、金融取引に係る苦情・紛争処理体制など、その他の金融機関の利用者の保護のための措置につきましては、今後、金融システム改革につきまして所要の措置を講じてまいります。

なお、御意見にありました金融機関の格付を公権力の行使を責務とする監督当局が行なう、これは私は必ずしも適切ではないように思いますが、その一層の定着は必要だと思います。

また、金融関係の規制緩和等についてのお尋ねとしてはその後の議論をG7における大蔵大臣会議をあまねく公平に提供するといった意義があ

先般の規制緩和推進計画の再改定に際しまして、金融システム改革の一環として規制緩和策を最大限盛り込んできたところでありまして、その他の事項につきましても結論の得られましたものから速やかに実施していく所存であります。金融分野における税制につきましては、例えば海外送金等に係る実効性のある資料情報制度の整備や有価証券取引税のあり方などについて適切に対応してまいりたいと考えております。

さらに、経済制裁やいわゆる経済的有事の為替

首

決意についてのお尋ねがございました。
我が国の金融市場、資本市場が一層活性化をしていくこと、そのために行われる今回の外為法改正は、まさに東京市場の再生に向けた我が国金融システム改革の中において文字どおりフロントランナーの位置を占めるものであります。そして、これが成功裏に実施されることによりまして、後に続く金融システム改革全体の流れに好ましい影響を与えるもの、そのように位置づけております。頼っております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

○國務大臣(三塚博君)　海野議員にお答えを申します。

政府系金融機関が行つております政策金融は、政策的意義が高い、よつて政府による公的関与が求められる分野のうち、民間金融のみでは対応できない分野に長期の資金を提供するものでありますことは御案内のとおりであります。先ほど総理も述べられましたとおり、不斷の見直しを行つてゐるところでございます。

なお、為替相場や金利水準、税収等についてのことは、さまざまな要因により決定されるものでございまして、今回の外為法改正による影響を一概に論じられるものではないと考えておるところでございます。御理解を賜りたいと存じます。

外為法改正と国内金融政策の実効性との関係についてのお尋ねでございますが、これまでも相手度の資本取引自由化を行ってきておるところでござります。今回の改正が直ちに金融政策の有効性に大きな影響を与えるものとは考えておらないところであります。

○副議長(松尾官平君) 日程第一 平成六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

日程第二 平成六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

日程第三 平成六年度特別会計予算總則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)

日程第四 平成七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書

日程第五 平成七年度特別会計予備費使用総調書

(いすれも第百三十九回国会内閣提出、第百四十四回国会衆議院送付)
以上六件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。決算委員長野

著者報告書は本文末尾に掲載

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

（野沢太三君登壇、拍手）

○野沢太三君　ただいま議題となりました平成六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外五件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果について御報告申上げます。

予備費関係六件は、憲法及び財政法の規定に基づき、平成七年一月から平成八年三月までの間の予備費の使用等について、国会の事後承諾を求め

るため提出されたものであります。
それらの主な費目について申し上げますと、ま
ず一般会計の予備費使用は、老人医療給付費負担
金の不足を補うために必要な経費、水俣病対策に
必要な経費、災害救助負担金の不足を補うために

平成九年五月七日 參議院会議録第一二十一号

必要な経費などあります。

次いで、特別会計の予備費使用は、食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定における調整勘定へ繰り入れに必要な経費、及び外国為替資金特別会計における外國為替等売買差損の補てんに必要な経費であります。

また、特別会計予算総則の規定に基づく経費の増額は、郵便貯金特別会計一般勘定における支払利息に必要な経費、道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費などであります。

委員会においては、第百三十九回国会閉会後において、既に平成六年度予備費関係三件について、これらを一括議題とし、大蔵大臣から説明を聴取し、予備審査を行っております。

今国会においては、本年四月十一日、予備費関係六件の衆議院からの送付を受けて、去る五月一日の委員会において、平成七年度予備費関係三件について、大蔵大臣から説明を聴取した後、平成六年度及び七年度の予備費関係六件を一括して議題とし、予備費の当初予算計上額の減額についての考え方、老人医療給付費負担金等、連年続々義務的経費への予備費使用、予備費案件の提出区分等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、平成会の山下理事より平成六年度一般会計予備費(その2)及び平成七年度一般会計予備費に反対、その他の予備費関係四件には賛成、自由民主党の吉川理事より予備費関係六件に賛成、日本共産党的総理より平成七年度一般会計予備費及び平成七年度特別会計予備費に反対、その他の予備費

関係四件には賛成の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、平成六年一般会計予備費(その2)、平成七年度一般会計予備費並びに平成七年度特別会計予備費はいずれも多数をもって、その他の予備費関係三件はいずれも全会一致をもって、それぞれ承諾を与えるべきものと

決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松尾官平君) これより採決をいたします。

まず、日程第一の予備費使用総調書について採決をいたします。

本件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(松尾官平君) 過半数と認めます。

よって、本件は承諾することに決しました。

次に、日程第一、第三及び第六の予備費使用総調書等三件について採決をいたします。

三件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(松尾官平君) 総調起立と認めます。

よって、三件は全会一致をもって承諾することに決しました。

次に、日程第四の予備費使用総調書について採決をいたします。

本件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議員	田村 公平君	小山 峰男君	末広 真樹子君	栗原 君子君	山口 哲夫君	大森 礼子君	矢田部 理君	西川 瑞子君	江本 孟紀君	平田 健一君	和田 健二君	菅川 曜子君	水島 智子君	小林 健二君	市川 一朗君	岩瀬 良三君	石田 美栄君	都築 讓君	浜田敏子君
	益田 洋介君	林 久美子君	鈴木 正孝君	鈴木 健二君	鈴木 和伸君	鈴木 貞夫君	鈴木 祥慶君	鈴木 駿子君	鈴木 太三君	鈴木 貞敏君	鈴木 寛子君	鈴木 亮彦君	鈴木 順子君	鈴木 元君	鈴木 清寛君	鈴木 五男君	鈴木 五郎君	鈴木 順子君	

寺澤 芳男君

武田 節子君

牛嶋 正君

白浜 一良君

猪熊 重二君

木暮 山人君

片上 公人君

石井 一二君

長谷川道郎君

永野 茂門君

芦尾 長司君

上吉原 一天君

常田 晓子君

依田 博士君

高野 延治君

海野 義孝君

岩永 浩美君

山崎 力君

田浦 直君

戸田 邦司君

小山 孝雄君

横尾 和伸君

平野 貞夫君

寺崎 昭久君

木庭健太郎君

鎌田 要人君

松浦 孝治君

足立 良平君

大久保直彦君

林田悠紀夫君

野村 五男君

服部三男雄君

統訓弘君

長谷川 清君

泉 信也君

勝木 健司君

星野 明市君

広中和歌子君

及川 順郎君

鶴岡 洋君

水野 誠一君

大野つや子君

奥村 展三君

岩永 浩美君

寺崎 昭久君

吉田 之久君

世耕 政隆君

鎌木 省吾君

西田 吉宏君

上野 公成君

六

官報(号外)

岡	三浦	一水君	利定君
保坂	三藏君		
林	芳正君		
吉村剛太郎君			
山崎	正昭君		
谷川	秀善君		
尾辻	秀久君		
松谷蒼一郎君			
野間	赳君		
鹿熊	安正君		
斎藤	文夫君		
石川	弘君		
片山虎之助君			
吉川	芳男君		
青木	幹雄君		
上杉	光弘君		
久世	公義君		
倉田	寛之君		
遠藤	要君		
村上	正邦君		
井上	吉夫君		
岩崎	純三君		
太田	豊秋君		
照屋	寛徳君		
上山	和人君		
駒谷	浩君		
中島	眞人君		
長峯	基君		
大渕	絹子君		
金田	勝年君		

海老原義彦君	阿部	正俊君	橋本	教君
植崎	泰昌君		田	英夫君
清水	澄子君		瀬谷	英行君
成瀬	守重君		武田	邦太郎君
坪井	一字君		菅野	久光君
平田	耕一君		立木	洋君
塩崎	恭久君		上田	耕一郎君
溝手	顯正君		吉岡	吉典君
加藤	紀文君		橋本	國臣君
関根	則之君		河本	英典君
矢野	哲朗君		志村	河本
佐藤	靜雄君		梶原	敬義君
南野知恵子君			志村	英典君
陣内	孝雄君		梶原	敬義君
中曾根弘文君			志村	河本
須藤良太郎君			梶原	敬義君
清水嘉弓子君			志村	英典君
竹山	裕君		梶原	敬義君
下稻葉耕吉君			志村	河本
宮崎	秀樹君		梶原	敬義君
坂野	重信君		志村	英典君
佐々木	滿君		梶原	敬義君
井上	浩君		志村	河本
大木	浩君		梶原	敬義君
高木	正明君		志村	英典君
大木	浩君		梶原	敬義君
坂野	重信君		志村	河本
佐々木	滿君		梶原	敬義君
井上	裕君		志村	英典君
笠井	亮君		梶原	敬義君
前川	忠夫君		志村	河本
川橋	幸子君		梶原	敬義君
阿部	幸代君		志村	英典君
菅野	茂君		梶原	敬義君
佐藤	道夫君		志村	河本
須藤美也子君			梶原	敬義君
吉川	春子君		志村	英典君
鈴木	和美君		梶原	敬義君
伊藤	基隆君		志村	河本
緒方	靖夫君		梶原	敬義君
三重野栄子君			志村	英典君
竹村	泰子君		梶原	敬義君
鈴木	和美君		志村	河本
本岡	義一君		梶原	敬義君
千葉	義一君		志村	英典君
西山	登紀子君		梶原	敬義君
角田	義一君		志村	英典君
農林水産委員会	北澤	俊美君	志村	英典君
本岡	昭次君		梶原	敬義君
筆坂	秀世君		志村	英典君
村沢	牧君		梶原	敬義君
中原	爽君		志村	英典君
渕上	貞雄君		梶原	敬義君
吉川	春子君		志村	英典君
鈴木	和美君		梶原	敬義君
伊藤	基隆君		志村	英典君
緒方	靖夫君		梶原	敬義君
三重野栄子君			志村	英典君
竹村	泰子君		梶原	敬義君
鈴木	和美君		志村	英典君
本岡	義一君		梶原	敬義君
千葉	義一君		志村	英典君
西山	登紀子君		梶原	敬義君
角田	義一君		志村	英典君
農林水産委員会	北澤	俊美君	志村	英典君
本岡	昭次君		梶原	敬義君
筆坂	秀世君		志村	英典君
村沢	牧君		梶原	敬義君
中原	爽君		志村	英典君
渕上	貞雄君		梶原	敬義君
吉川	春子君		志村	英典君
鈴木	和美君		梶原	敬義君
伊藤	基隆君		志村	英典君
緒方	靖夫君		梶原	敬義君
三重野栄子君			志村	英典君
竹村	泰子君		梶原	敬義君
鈴木	和美君		志村	英典君
本岡	義一君		梶原	敬義君
千葉	義一君		志村	英典君
西山	登紀子君		梶原	敬義君
角田	義一君		志村	英典君
農林水産委員会	北澤	俊美君	志村	英典君
本岡	昭次君		梶原	敬義君
筆坂	秀世君		志村	英典君
村沢	牧君		梶原	敬義君
中原	爽君		志村	英典君
渕上	貞雄君		梶原	敬義君
吉川	春子君		志村	英典君
鈴木	和美君		梶原	敬義君
伊藤	基隆君		志村	英典君
緒方	靖夫君		梶原	敬義君
三重野栄子君			志村	英典君
竹村	泰子君		梶原	敬義君
鈴木	和美君		志村	英典君
本岡	義一君		梶原	敬義君
千葉	義一君		志村	英典君
西山	登紀子君		梶原	敬義君
角田	義一君		志村	英典君
農林水産委員会	北澤	俊美君	志村	英典君
本岡	昭次君		梶原	敬義君
筆坂	秀世君		志村	英典君
村沢	牧君		梶原	敬義君
中原	爽君		志村	英典君
渕上	貞雄君		梶原	敬義君
吉川	春子君		志村	英典君
鈴木	和美君		梶原	敬義君
伊藤	基隆君		志村	英典君
緒方	靖夫君		梶原	敬義君
三重野栄子君			志村	英典君
竹村	泰子君		梶原	敬義君
鈴木	和美君		志村	英典君
本岡	義一君		梶原	敬義君
千葉	義一君		志村	英典君
西山	登紀子君		梶原	敬義君
角田	義一君		志村	英典君
農林水産委員会	北澤	俊美君	志村	英典君
本岡	昭次君		梶原	敬義君
筆坂	秀世君		志村	英典君
村沢	牧君		梶原	敬義君
中原	爽君		志村	英典君
渕上	貞雄君		梶原	敬義君
吉川	春子君		志村	英典君
鈴木	和美君		梶原	敬義君
伊藤	基隆君		志村	英典君
緒方	靖夫君		梶原	敬義君
三重野栄子君			志村	英典君
竹村	泰子君		梶原	敬義君
鈴木	和美君		志村	英典君
本岡	義一君		梶原	敬義君
千葉	義一君		志村	英典君
西山	登紀子君		梶原	敬義君
角田	義一君		志村	英典君
農林水産委員会	北澤	俊美君	志村	英典君
本岡	昭次君		梶原	敬義君
筆坂	秀世君		志村	英典君
村沢	牧君		梶原	敬義君
中原	爽君		志村	英典君
渕上	貞雄君		梶原	敬義君
吉川	春子君		志村	英典君
鈴木	和美君		梶原	敬義君
伊藤	基隆君		志村	英典君
緒方	靖夫君		梶原	敬義君
三重野栄子君			志村	英典君
竹村	泰子君		梶原	敬義君
鈴木	和美君		志村	英典君
本岡	義一君		梶原	敬義君
千葉	義一君		志村	英典君
西山	登紀子君		梶原	敬義君
角田	義一君		志村	英典君
農林水産委員会	北澤	俊美君	志村	英典君
本岡	昭次君		梶原	敬義君
筆坂	秀世君		志村	英典君
村沢	牧君		梶原	敬義君
中原	爽君		志村	英典君
渕上	貞雄君		梶原	敬義君
吉川	春子君		志村	英典君
鈴木	和美君		梶原	敬義君
伊藤	基隆君		志村	英典君
緒方	靖夫君		梶原	敬義君
三重野栄子君			志村	英典君
竹村	泰子君		梶原	敬義君
鈴木	和美君		志村	英典君
本岡	義一君		梶原	敬義君
千葉	義一君		志村	英典君
西山	登紀子君		梶原	敬義君
角田	義一君		志村	英典君
農林水産委員会	北澤	俊美君	志村	英典君
本岡	昭次君		梶原	敬義君
筆坂	秀世君		志村	英典君
村沢	牧君		梶原	敬義君
中原	爽君		志村	英典君
渕上	貞雄君		梶原	敬義君
吉川	春子君		志村	英典君
鈴木	和美君		梶原	敬義君
伊藤	基隆君		志村	英典君
緒方	靖夫君		梶原	敬義君
三重野栄子君			志村	英典君
竹村	泰子君		梶原	敬義君
鈴木	和美君		志村	英典君
本岡	義一君		梶原	敬義君
千葉	義一君		志村	英典君
西山	登紀子君		梶原	敬義君
角田	義一君		志村	英典君
農林水産委員会	北澤	俊美君	志村	英典君
本岡	昭次君		梶原	敬義君
筆坂	秀世君		志村	英典君
村沢	牧君		梶原	敬義君
中原	爽君		志村	英典君
渕上	貞雄君		梶原	敬義君
吉川	春子君		志村	英典君
鈴木	和美君		梶原	敬義君
伊藤	基隆君		志村	英典君
緒方	靖夫君		梶原	敬義君
三重野栄子君			志村	英典君
竹村	泰子君		梶原	敬義君
鈴木	和美君		志村	英典君
本岡	義一君		梶原	敬義君
千葉	義一君		志村	英典君
西山	登紀子君		梶原	敬義君
角田	義一君		志村	英典君
農林水産委員会	北澤	俊美君	志村	英典君
本岡	昭次君		梶原	敬義君
筆坂	秀世君		志村	英典君
村沢	牧君		梶原	敬義君
中原	爽君		志村	英典君
渕上	貞雄君		梶原	敬義君
吉川	春子君		志村	英典君
鈴木	和美君		梶原	敬義君
伊藤	基隆君		志村	英典君
緒方	靖夫君		梶原	敬義君
三重野栄子君			志村	英典君
竹村	泰子君		梶原	敬義君
鈴木	和美君		梶原	敬義君
本岡	義一君		梶原	敬義君
千葉	義一君		梶原	敬義君
西山	登紀子君		梶原	敬義君
角田	義一君		梶原	敬義君
農林水産委員会	北澤	俊美君	志村	英典君
本岡	昭次君		梶原	敬義君
筆坂	秀世君		梶原	敬義君
村沢	牧君		梶原	敬義君
中原	爽君		梶原	敬義君
渕上	貞雄君		梶原	敬義君
吉川	春子君		梶原	敬義君
鈴木	和美君		梶原	敬義君
伊藤	基隆君		梶原	敬義君
緒方	靖夫君		梶原	敬義君
三重野栄子君			梶原	敬義君
竹村	泰子君		梶原	敬義君
鈴木	和美君		梶原	敬義君
本岡	義一君		梶原	敬義君
千葉	義一君		梶原	敬義君
西山	登紀子君		梶原	敬義君
角田	義一君		梶原	敬義君
農林水産委員会	北澤	俊美君	志村	英典君
本岡	昭次君		梶原	敬義君
筆坂	秀世君		梶原	敬義君
村沢	牧君		梶原	敬義君
中原	爽君		梶原	敬義君
渕上	貞雄君		梶原	敬義君
吉川	春子君		梶原	敬義君
鈴木	和美君		梶原	敬義君
伊藤	基隆君		梶原	敬義君
緒方	靖夫君		梶原	敬義君
三重野栄子君			梶原	敬義君
竹村	泰子君		梶原	敬義君
鈴木	和美君		梶原	敬義君
本岡	義一君		梶原	敬義君
千葉	義一君		梶原	敬義君
西山	登紀子君		梶原	敬義君
角田	義一君		梶原	敬義君
農林水産委員会	北澤	俊美君	志村	英典君
本岡	昭次君		梶原	敬義君

照芳君(同日議長承認)を、第百四十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

労働委員

辞任

吉川 春子君

補欠

吉川 春子君

建設委員

辞任

吉川 春子君

補欠

吉川 春子君

各庁所管使用調査審査報告書

平成七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調査審査報告書

平成七年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

審査報告書

同日議長は、日本国憲法施行五十周年に際し、エゴール・セミヨーノヴィチ・ストロエフ・ロシア連邦連邦院議長より祝辞を接受した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名

氏名

異動後の官職名

年月日動

山崎 秀樹君

宮崎 秀樹君

上杉 光弘君

山崎 秀樹君

吉川 春子君

吉川 春子君

須藤良太郎君

吉川 春子君

村上 正邦君

吉川 春子君

山口 哲夫君

吉川 春子君

栗原 君子君

吉川 春子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事 緒方 靖夫君 (筆坂秀世君の補欠)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

労働委員

辞任

吉川 春子君

補欠

吉川 春子君

建設委員

辞任

吉川 春子君

補欠

吉川 春子君

決算委員

辞任

吉川 春子君

補欠

吉川 春子君

農林水産委員

辞任

吉川 春子君

補欠

吉川 春子君

厚生委員

辞任

吉川 春子君

補欠

吉川 春子君

予算委員

辞任

吉川 春子君

補欠

吉川 春子君

決算委員

辞任

吉川 春子君

補欠

吉川 春子君

委員会に付託した。

空港整備法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長は、日本国憲法施行五十周年に際し、エゴール・セミヨーノヴィチ・ストロエフ・ロシア連邦連邦院議長より祝辞を接受した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

官 報 (号外)

平成九年四月十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成七年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額

調書(第百三十九回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。

よつてこれを送付する。

平成九年四月十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書

参議院議長 斎藤 十朗殿

右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年五月一日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書

参議院議長 斎藤 十朗殿

右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年五月一日

要領書

平成七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書

参議院議長 斎藤 十朗殿

このうち、平成八年三月二十九日に使用した金額は七百四十億円である。

本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

平成七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(第百三十九回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。

よつてこれを送付する。

平成九年四月十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書

参議院議長 斎藤 十朗殿

議員派遣中の議員
菅川 健君

第十九号中正誤

七ページ一段十九行の次に左の三行を加えるはずの誤り。

官 報 (号 外)

平成九年五月七日 參議院會議錄第二十一號

明治三十五年三月二十一日
第三種郵便物誌

発行所
虎ノ門一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体
送
料
別
100円
100円
5円)